整理番号

D－3－4　447

標 題 名

稲螟虫及浮塵子駆除予防取扱手続

著 者 名

発行者名

兵庫県神崎郡

発 行 年

明治 43 年（1910 年）

製作年月

2024 年 7 月

兵庫
C-528
4004
D
3-4
447

寄贈図書
農林水産省
農事試験場

神崎郡訓令第十六號

稻螟蟲及浮塵子蟲驅除豫防取扱手續別冊之通リ相定ム

明治四十三年五月十日

神崎郡長　森田久忠

村長

植物防疫
資料館
図書之印

稻螟蟲及浮塵子蟲驅除豫防取扱手續

第一條　稻螟蟲及浮塵子蟲驅除豫防ハ本手續ニ依リ實行セシムルモノトス

第二條　稻苗代ニ於ケル螟卵採取及注油驅除並ニ捕蟲網獲殺施行日割ハ本年五月神崎郡令第一號ニ依ルベシト雖モ害蟲發生ノ多キ處レアル個所ハ規定ノ回數以上ニ驅除ヲ勵行スベシ

第三條　前條施行日割當日ハ大字一齊ニ驅除ヲ施行セシムルモノトス

第四條　捕蛾採卵ノ施行當日ニハ必ス村役場吏員ヲ派遣督勵シ臨檢ヲナスモノトス

但當日臨檢ノ際事故ノ爲メ檢查ヲ了セサル時ハ翌日臨檢ノ上其實蹟ヲ認ムルモノトス

第五條　抜苗ノ前日ハ採卵ヲ行ハシメ各苗代ヲ檢查シタル後ナニ於テ移植セシムルモノトス

第六條　苗代枝苗終了ノ際ハ捕蟲網獲殺並ニ注油驅除ヲ行ハシメ檢查ノ上挿秧セシムルモノトス

第七條　害蟲ノ發生ヲ認メタルトキ及ヒ驅除豫防施行ノ成績ハ毎回迅速ニ報告スルモノトス

第八條　害蟲驅除ハ學校長ト協定シ豫防施行日割以外ニ於テモ兒童ヲシテ驅除セシムルモノトス

第九條　螟蛾ノ發生多キ處アリト認ムルトキハ本田ニ於テ大字毎ニ期日ヲ定メ一回以上捕蛾採卵ヲ行ハシムルモノトス

前項ノ場合ハ直ナニ郡長ニ報告スベシ

第十條　螟卵及蛾ハ町村費ヲ以テ買收シ又ハ町村農會ヲシテ買收セシメ以テ驅除ヲ奬勵スルモノトス

第十一條　採取シタル卵塊ハ相當ノ益蟲保護器ニ容置シ一定ノ期間ヲ經タル后ナ適宜消却セシムルモノトス